

鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成実施要綱の一部を  
改正する要綱

鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成実施要綱（令和2年鹿  
屋市告示第67号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「、その情報」を「その情報」に改め、「提供すること」の次  
に「又は造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業補助金の申請のため、鹿屋市  
長が本申請により取得した情報を鹿児島県知事に提供すること」を加える。

別記第3号様式備考に次のように加える。

3 鹿児島県造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業実施要領及び鹿児  
島県造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業費補助金交付要綱に基づ  
き、鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成支給決定通  
知書の写し等の必要書類を県に提出する場合があります。

別記第5号様式中「行うこと」の次に「又は鹿児島県に提供すること」を加える。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。